

陳情第4号

所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める陳情

(陳情趣旨)

中小業者は地域経済の担い手として、日本経済の発展に大きく貢献してきました。そしてその多くは家族全体の労働によって支えられています。

しかし、日本の税制は家族従業者の働き分(自家労賃)を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、必要経費として認められていません。事業主の所得から年間で配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。その結果、万一の事故などの損害賠償で不利益を被り、独立するための住宅ローンや自動車ローンも組むのが難しく社会的にも経済的にも自立しにくい事態となっており、後継者不足にも拍車をかけている状況が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長が条件付きで認める制度で、幾つもの義務が課せられます。2014年に全ての中小業者に記帳が義務化されて、申告形式で家族の働き分が認められないという税制度自体が矛盾しています。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、日本弁護士連合会や千葉県税理士会をはじめ、現在556自治体(11県議会含む)が国に意見書を上げています。

また、第63会期国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対し「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」との勧告がなされています。家族を家長の所有物のように扱った戦前の考え方を引き継ぐ税制で、先進国でも遅れたものになっています。

世界の主要国では、家族従業者の労働を正当に評価し、働き分を必要経費に認めています。2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には所得税法見直しが盛り込まれました。政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁しています。

税法だけでなく民法・労働法や社会保障にも関わる人権問題として、憲法の精神を生かし所得税法第56条を廃止し、自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を国と関係省庁に提出していただきますよう陳情いたします。

(陳情項目)

所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出してください。

令和3年8月17日

野田市議会議長 平井 正一 様

陳情者

[REDACTED]

柏民主商工会 野田支部 婦人部

[REDACTED]

陳情第5号

県道我孫子関宿線拡幅事業の早期完成を求める意見書提出に関する陳情

(陳情趣旨)

日頃、道路整備等に御尽力いただき誠にありがとうございます。謹んで御礼申し上げます。

さて、県道我孫子関宿線の木間ヶ瀬大山地先から下総利根大橋道路交差点までの3.4キロメートルが県道拡幅事業の計画区間となっており、木間ヶ瀬小学校前を起点に南側1.9キロメートルと北側1.5キロメートルの整備を進めていますが、いつ完成するのかわかりません。早期の整備完成をお願いします。

私どもの住む木間ヶ瀬学区は、小学校、中学校共に県道我孫子関宿線沿いに位置していることから本来ならば通学路として通行するところ、野田市教育委員会が指定する危険通学路のため、極力県道我孫子関宿線を通行しないように、別途通学路を指定し、児童の保護者が交通当番を行い、また、地域住民による見守り隊の巡回など交通安全対策や不審者などによる犯罪防止安全対策を講じて対応していますが、県道での車両同士の接触事故や別途設けた通学路での不審者犯罪など後を絶たない状況であり、児童、生徒の安全確保のためにも一刻も早い完成が望まれます。

現在、第1期事業のうち木間ヶ瀬小学校前から南側1.9キロメートルのうち0.9キロメートルが完成しており、第2期事業区間である木間ヶ瀬小学校前から北側1.5キロメートルのうち0.5キロメートルの事業が進められようとしています。拡幅整備が行われることにより、県道の幅員が広がるとともに両側に約3メートルの歩道が設置され、車道と分離されることで車両通行が円滑になり、歩行者の通行の安全が確保されることとなります。特にこの道路整備は、千葉県が野田市民に約束した最重要事項です。

今後、コロナ禍による税収減での財源確保など課題は山積しているかと思いますが、八街市での痛ましい事故を二度と起こさないためにも県道我孫子関宿線拡幅事業は急務です。

そこで、以下のとおり陳情します。

(陳情項目)

千葉県に対して、県道我孫子関宿線拡幅事業の早期完成を求める意見書を提出してください。

令和3年8月19日

野田市議会議長 平井 正一 様

陳情者

野田市木間ヶ瀬3001-12

野田市立木間ヶ瀬小学校PTA会長

市野 誠

陳情第6号

市道に関する陳情

(陳情趣旨)

- 1 市道 62311 号を北東(住宅団地)方向へ行くとすぐ近くに小学校があり、「通学路」と「学童多し注意」の標識・看板が掲げられており、これより道路の左右に丸太や岩石、自動車タイヤなど道路にはみ出して置かれていて狭く、また、植物(リュウノヒゲ)で覆われて危険です。
- 2 さらに進むとT字形に市道 62310 号と交差する。この幅員も市役所の公図や法務局の地図、それに米軍の航空写真(S 22. 11. 1 撮影)などから幅員は 3. 64メートルであろうに 3. 2メートルくらいしかなく、両側を高さ約 30センチメートルのコンクリート板で土留めし、その固定L形鉄片が地表より 5センチメートルも出っ張って危険なのです。
- 3 また、市道 62310 号の先端幅員はガードレールが設置されていて 2. 5メートルくらいしかなくU字溝蓋もなく非常に危険です。

〈土木部管理課から R 3. 5. 20 にメール回答(下記)が届いた〉

- ①「当該箇所につきましては民地と道路との境界が未確定となっています。」
〈反論〉「野田市道路線認定図」平成 5 年 3 月版の 29 ページ、市道 62310 号(飛地西三ヶ尾部分において)が 3. 64 とあり認定されているのに、上の回答と相反しています。
- ②「両道路幅員が 3. 2メートルとなっており、当市の乗用車が右左折を繰り返してもいずれも通行できることから当該道路通行には支障ないと判断する。」
(旨)を受けました。

〈土木部管理課 R 3. 8. 3 面談で説明を受けたことに対する反論〉

- ① 市道問題(62310号と62311号)において市道正常化の施策であることから当然、市から民へ申し入れるのが当然ではありませんか。
- ②「通学路」「学童多し注意」の標識・看板もあり、その上、市のU字溝が埋設してある市道で認定道路でないとの説明は全く納得できません。

(陳情項目)

まず、道路幅員の官民境界立会いにおいて、官から民への申し入れはできないとの説明を受けましたが、民へ申し入れて、文部科学省からの「通学路総点検」時でもあり、早急に正常な幅員 3. 64メートルにさせていただきたく陳情いたします。

令和 3 年 8 月 25 日

野田市議会議長 平井 正一 様

陳情者

